

**「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館 再編整備」  
並びに  
「新しい宮前市民館・図書館 移転・整備」  
に伴う事業・サービスの検討に関するサウンディング型市場調査  
実施要領**

令和3年5月

川崎市 経済労働局 労働雇用部  
川崎市 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課

## 1 調査の背景・目的

川崎市では、「今後の市民館・図書館のあり方」（令和3（2021）年3月策定）において、市民館・図書館が地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示しました。

川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備については、社会教育振興事業や労働者支援事業の進展と会館の更なる活性化を図るための施設整備等のあり方を取りまとめた「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」（平成31（2019）年3月策定）に基づき、特定天井対策等の社会状況の変化等を踏まえ、令和3（2021）年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定しました。本計画において、老朽化対策をはじめ特定天井対策や耐震対策等の防災・BCP対策の実施とともに、空間・機能の融合化やユニバーサルデザイン化の推進、環境や公園との共生等を図ることにより、今後60年程度の施設利用を目指す長寿命化対策を実施すること等を施設整備の方針としました。教育文化会館の市民館機能を、労働会館の建物の一部に移転し、（仮称）川崎市民館・労働会館の新施設として改修し、令和6年度中の供用開始を予定しています。

また、新しい宮前市民館・図書館の整備の推進については、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成を図ること等を公共機能の方向性とし、区役所・市民館・図書館を鷺沼駅周辺に移転・整備することとした「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」（平成31（2019）年3月策定）に基づき、令和2（2020）年8月に「新しい宮前市民館・図書館基本計画」を策定しました。本計画において、市民館・図書館の融合や現諸室の利用状況等を踏まえた諸室の規模の適正化のほか、多機能化や高機能化等の多目的化、可変性の確保や市立図書館全体の共同書庫の設置の可能性、フリースペース等の新規・拡充スペース等の創出の検討など、スペースの再構築と有効活用等を施設整備方針としました。新しい宮前市民館・図書館については、令和8年度又は9年度の供用開始を予定しています。

このたび、「（仮称）川崎市民館・労働会館」及び「新しい宮前市民館・図書館」のそれぞれの管理運営計画の策定を予定しており、川崎市立労働会館及び川崎市立教育文化会館再編整備基本計画（令和3（2021）年1月策定）、新しい宮前市民館・図書館基本計画（令和2（2020）年8月）を踏まえながら、今後の事業・サービスの充実を進めるために、民間事業者のノウハウや創意工夫を凝らした幅広いアイデアを募集します。

## 2 調査を求める事業の概要

- (1) 今後の市民館・図書館のあり方について（川崎市教育委員会HP）  
<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000115175.html>
- (2) 教育文化会館の移転に関する検討の状況について（川崎市教育委員会HP）  
<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000098134.html>
- (3) 新しい宮前市民館・図書館の整備に向けた検討（川崎市教育委員会HP）  
<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000107945.html>

## 3 調査の方法

本調査では、協力いただける民間事業者から市民ニーズへの対応に資するアイデアや事業・サービスの手法について、個別対話にて御意見を伺います。御意見を伺うにあたっては、（事前に・個別対話実施時に）提案書を提出していただきます。

## 4 調査の内容

民間事業者のノウハウ、創意工夫を生かした幅広いアイデアを御提案ください。なお、具体的な提案を求める事項については以下のとおりです。

### 提案事項1 幅広い利用者層に対応した事業・サービス

学びと気づきの多様なきっかけづくり、つながりづくりや地域の賑わいを創出するために、これまでの施設の利用者に加え、幅広い利用者層に対応した事業・サービスの推進に資する提案。

[例]・開館日の拡大や開館時間の延長

- ・ 諸室の個人利用
- ・ 諸室の貸出し時間の見直し
- ・ 諸室のタイムシェア化
- ・ 飲食等の可能なスペースの設定、売店等による飲食の提供
- ・ 出前講座等のアウトリーチ
- ・ 労働に関する情報や資料の効果的な活用
- ・ 市立図書館との連携
- ・ 中高生等の若い世代や働く世代向け等多世代を対象とした事業・サービス
- ・ 地域資源を活用した講座やイベント
- ・ 各種サークル活動で使用する道具類の収納に配慮した貸しロッカーの設置
- ・ 地域が抱える課題に関する専門家による講演や相談会の開催等の実施
- ・ 周辺施設と連携した多彩なイベント（広場を活用したマルシェ、フリーマーケット、リユーストレード等）の実施 等

## 提案事項2 つながりや賑わい、地域への愛着を生み出す事業・サービス

### (同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービス)

市民が地域における学びや交流を通じて豊かな人生を育むとともに、新しい施設が地域の文化・交流拠点としての機能を発揮するために、地域のつながりや賑わい、地域への愛着を生み出す事業・サービスの充実を図るもの。また、施設の魅力や利用率の向上等の再編整備の効果を一層発揮するよう、同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスを推進に資する提案。

[例]・コミュニティカフェの取組

- ・地域資源を活用した講座やイベント(再掲)
- ・区内の特色ある取組や地域の文化や歴史等の地域情報の発信
- ・周辺施設と連携した多彩なイベント(広場を活用したマルシェ、フリーマーケット、リユーストレード等)の実施等(再掲)
- ・これまで施設内になかったスペース等を活用した各施設の主催事業
- ・両施設で活動する団体・サークルの連携・交流
- ・各施設の枠を超えた事業・イベントの開催
- ・利用者の受付・相談窓口のワンストップ化
- ・施設の一体的な広報
- ・両施設の利用時間や利用料金、利用方法、利用のルール等の見直し・統一化等

## 提案事項3 ICTを活用した事業・サービス

学びと気づきの多様なきっかけづくりのために、利用者が容易に欲しい情報へのアクセスや外部との連携・交流等ができるようICTを活用した事業・サービスを推進に資する提案。

[例]・公衆無線LAN回線サービスの提供

- ・施設の諸室の空き情報のリアルタイム配信
- ・遠隔地や複数室間での会議や研修の開催
- ・オンラインでの各種講座の配信
- ・図書館システムによる電子書籍、音楽配信サービス、地域資料のデジタル化、多言語サービス等の実施
- ・自動予約棚、自動返却機の導入
- ・閲覧席の自動予約システム

## 提案事項4 地域の課題解決につながる事業・サービス

まちづくりの地域の核としての役割が期待されるため、多様化・複雑化する地域課題の効果的な解決に向けて、関係機関、地域の人材・団体等の多様な主体との連携等により、地域の課題解決につながる事業・サービスの充実を図る提案。

[例]・地域が抱える課題に関する専門家による講演や相談会の開催等の実施

- ・講座への区役所職員の講師派遣や区役所のイベントに関連する展示コーナーの設置等、区役所との連携強化による取組等

## 提案事項5 効率的・効果的な事業・サービス提供手法

提案事項の事業・サービスを実現するための、より効率的・効果的な事業手法

[例]・施設の運営や企画への市民参加

- ・利用者目線に立った柔軟な管理運営の実施
- ・両施設の事業・サービスの柔軟かつ一体的な実施
- ・コーディネート能力やファシリテート能力を有する人材の育成
- ・コンシェルジュ機能の確保
- ・公共・民間施設やスキルを持つ地域人材・団体との連携強化
- ・一体的な管理運営の推進
- ・効率的・効果的な民間活用
- ・安全・安心な施設管理の推進

## 5 対象者

この事業の実施主体となることができ、かつ、事業に参画の希望を有する法人や法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第7条に該当する者
- ⑤神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している者
- ⑥国税及び地方税を滞納している者

## 6 調査スケジュール

内容	期間等
実施要領の公表	令和3(2021)年5月26日(水)
事業者説明会・現地見学会の参加申込期限	令和3(2021)年6月8日(火)
事業者説明会・現地(労働会館)見学会の開催	令和3(2021)年6月10日(木)
質問の送付期限	令和3(2021)年6月17日(木)
質問への回答の公表	令和3(2021)年6月24日(木)
サウンディング調査参加申込期限	令和3(2021)年7月1日(木)
サウンディング調査実施日時及び場所の連絡	令和3(2021)年7月5日(月)(予定) ※実施日等の詳細については、個別に連絡させていただきます。
サウンディング調査の実施	令和3(2021)年7月12日(月)～7月27日(火)
実施結果概要の公表	令和3(2021)年8月(予定)

## 7 事業者説明会及び現地見学会の有無

本調査の内容について、次のとおり事業者説明会及び現地見学会を開催します。

(1) 日時

令和3(2021)年6月10日(木) 午後2時から(受付開始午後1時30分から)

(2) 場所

川崎市川崎区富士見2-5-2 川崎市立労働会館サンピアンかわさき第3会議室

(3) 参加方法

参加は、事前申込制です。事業者説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、令和3(2021)年6月8日(火)午後5時までに、問い合わせ先(川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)のメールアドレスあてに送付してください。

(4) その他

- ・ 参加者については、1事業者あたり原則2名まででお願いします。
- ・ 当日の所要時間は、説明会60分、見学会30分を予定しています。
- ・ 当日、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。
- ・ 事業者説明会に不参加であっても、提案書の提出は可能です。
- ・ 当日は、異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう、事業者説明会参加者の名簿(企業・団体名、担当者氏名及び連絡先)を配布する予定です。名簿掲載への可否については、参加申込書(様式2)の所定の欄に記入してください。

## 8 参加申込方法

(1) 申込書類

サウンディング調査参加申込書（様式2）

(2) 申込期間

令和3（2021）年5月26日（水）から令和3（2021）年7月1日（木）まで

(3) 申込方法

問い合わせ先（川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課）のメールアドレスあて送付してください。

## 9 提案書の提出方法

(1) 提出書類

様式3「提案書」又は任意の様式

(2) 提出期間

調査実施日の3日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに御提出ください。

(3) 提出方法

問い合わせ先（川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課）のメールアドレスあて送付してください。

## 10 質問の受付・回答

(1) 質問書類

様式4「質問書」

(2) 提出期間

令和3（2021）年5月26日（水）から6月17日（木）まで

(3) 提出方法

問い合わせ先（川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課）のメールアドレスあて送付してください。

(4) 回答

回答は、令和3（2021）年6月24日（木）に、川崎市ホームページにて公表します。

## 11 個別対話の実施方法

(1) 実施期間

令和3（2021）年7月12日（月）から7月27日（火）午前10時～午後5時

具体的な対話の日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者あてに連絡いたします。

(2) 所要時間

30分～1時間（対話の内容によっては超過する場合があります）

(3) 場所

川崎市川崎区富士見2-1-3 川崎市教育文化会館

(4) その他

サウンディング調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、サウンディング調査の実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、提出分として10部を御持参ください。

## 1.2 対話内容の公表等

提案いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和3（2021）年8月頃に市のホームページで公表します。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

## 1.3 留意事項

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。

イ 本市及び提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払はありません。



(3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

## 1.4 問い合わせ先

(1) 労働会館に関すること

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル6階

電話：044-200-2271

メール：28roudou@city.kawasaki.jp

(2) 教育文化会館、宮前市民館・図書館に関すること

川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8 パレール三井ビル1-3階

電話：044-200-1806

メール：88syogai@city.kawasaki.jp